

写

令和6年第9回総会

会 議 録

期 日 令和6年9月27日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和6年第9回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年9月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	44	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	45	農地法第3条許可申請について
4	46	農用地利用集積等促進計画の調整について
5	47	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午後 9 時 00 分 開会

議長 令和 6 年第 9 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8 番眞茅委員、9 番白澤千恵子委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 4 4 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 79 号から 80 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 1 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 1 名です。

解約面積は畑が 7 筆で 8,893 m²です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 79 号から 80 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号28号の申請地は、
桜木町〇〇番，畑，376 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，75歳，宮崎市にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん81歳と〇〇〇〇さん77歳，新規兼業農業，桜木町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということであります。
申請地については4ページに掲載してあります。
申請地は枕崎終末処理場より東側〇〇mに位置します。

整理番号29号の申請地は、

桜山町〇〇番，田，486 m²

桜山町〇〇番，田，496 m²

寿町〇〇番，田，497 m²

寿町〇〇番〇，田，52 m²

寿町〇〇番，田，796 m²

寿町〇〇番，畑，605 m²

寿町〇〇番，畑，65 m²

寿町〇〇番，畑，740 m²

寿町〇〇番，畑，679 m²

寿町〇〇番，畑，474 m²

寿町〇〇番，畑，1,165 m²

寿町〇〇番〇，畑，138 m²

寿町〇〇番〇，畑，54 m²

寿町〇〇番〇，畑，18 m²

寿町〇〇番〇，畑，291 m²

です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，83歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん52歳，兼業農業，桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地桜山町〇〇番，〇〇番については6ページに掲載してあります。

申請地は桜山小学校より南東側約〇〇mに位置します。

残りの申請地寿町〇〇番から，〇〇番〇については7ページに掲載してあります。

申請地寿町〇〇番から〇〇番は永江クレーンより南西側約〇〇mに位置します。

申請地寿町〇〇番から〇〇番は永江クレーンより西側約〇〇mに位置します。

申請地寿町〇〇番から〇〇番〇は永江クレーンより南側に位置します。

以上，説明を終わります。

議長

次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号28号について，水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号28号について報告いたします。

9月2日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は30年前から譲受人が管理していた畑です。

譲渡人は〇〇〇〇さん宮崎県に居住する親戚です。

譲受人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで桜木町に居住し自営業されています。

30年前から畑を管理し野菜や果樹を栽培しています。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側は保全管理された畑と宅地、西側、南側は宅地、北側は市道です。

現在も野菜や果樹を栽培しており、取得後も果樹や野菜を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号29号について、園田委員お願いします。

6番（園田委員）整理番号29号について報告します。

9月12日に譲受人〇〇〇〇さんの父、〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました

今回の申請は15筆の申請です。隣接する申請地は報告上、4つの集団にわけて報告します。

位置関係は事務局の通りです。申請地桜山町〇〇番、〇〇番の東側、南側、北側は田、西側は水路を挟んで宅地です。現在、耕作されていない田です。

寿町〇〇番から〇〇番の東側、北側は市道、西側、南側は水路で、現在、甘しよの収穫後と里芋、キャベツが栽培されている畑です。同じく寿町〇〇番から〇〇番の東側は宅地、北側は宅地と畑、南側は市道で、現在甘しよの収穫後と果樹、柿梨が栽培されています。寿町〇〇番から〇〇番〇の東側、南側、西側は市道、北側は宅地です。現在、甘しよの収穫がすみ、耕運された畑です。譲受人は建設業を営んでおりますが、転売等の意図は無く甘しよ、米、果樹を栽培する計画で、地域の定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路の管理に努めますとの事で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障生じないものと考えられ問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号28号から29号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第46号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

8ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号10号から11-3号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇外1名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外2名で設定面積は、樹園地が9筆17,737㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第46号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第47号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、8ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号124号から140号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外16名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外25名で設定面積は、畑が33筆29,727㎡、樹園地が5筆10,696㎡、合計38筆で40,423㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に3の所有権移転関係が1件です。10ページをご覧ください。

整理番号11号、譲渡人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は大塚中町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する

土地は1筆で面積は765㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり58,824円です。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号124号から140号までについて、並びに所有権移転の整理番号11号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第47号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします

午後 9 時16分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 眞 茅 文 男

会議録署名委員 白 澤 千 恵 子